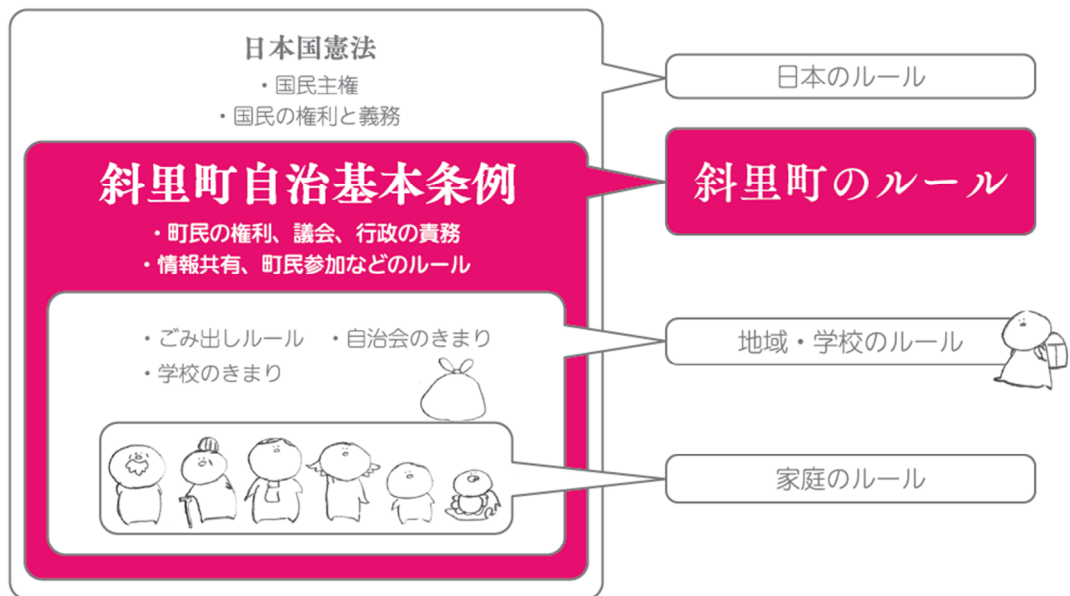


斜里町自治基本条例

解説書



平成 25 年 3 月

斜里町

目次

■条例の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

前 文・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第1章 総 則

第1条 目的・・・・・・・・・・・・・・ 4
第2条 条例の位置づけ・・・・・・・・ 4
第3条 用語の定義・・・・・・・・・・ 5
第4条 基本理念・・・・・・・・・・・・ 5
第5条 基本原則・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 町 民

第6条 町民の権利・・・・・・・・・・ 8
第7条 町民の責務・・・・・・・・・・ 8
第8条 事業者の責務・・・・・・ 9

第3章 議 会

第9条 議会の責務・・・・・・・・・・10
第10条 議員の責務・・・・・・・・・・10
第11条 議長の責務・・・・・・・・・・11
第12条 議決事項・・・・・・・・・・11
第13条 議会改革・・・・・・・・・・12

第4章 行 政

第14条 町長の責務・・・・・・・・・・13
第15条 行政の責務・・・・・・・・・・13
第16条 町職員の責務・・・・・・・・14

第5章 情報共有

第17条 情報共有の基本・・・・・・16
第18条 情報提供制度の充実・・・・16
第19条 説明責任及び応答責任・・17
第20条 情報公開・・・・・・・・・・17
第21条 文書管理・・・・・・・・・・18
第22条 個人情報保護・・・・・・・・18

第6章 町民参加

第23条 町民参加の基本・・・・・・・・20
第24条 子どものまちづくりへの参加・21
第25条 意見公募手続・・・・・・・・22
第26条 審議会等・・・・・・・・・・22
第27条 住民投票・・・・・・・・・・23

第7章 協 働

第28条 協働の推進・・・・・・・・・・25

第8章 コミュニティ

第29条 コミュニティ活動・・・・・・・・26

第9章 行政運営及び議会運営

第30条 計 画・・・・・・・・・・・・27
第31条 財政運営・・・・・・・・・・28
第32条 行政評価・・・・・・・・・・28
第33条 行政手続等・・・・・・・・・・29
第34条 公益通報・・・・・・・・・・29
第35条 議会運営・・・・・・・・・・30
第36条 政策法務・・・・・・・・・・30
第37条 組織及び体制・・・・・・・・31

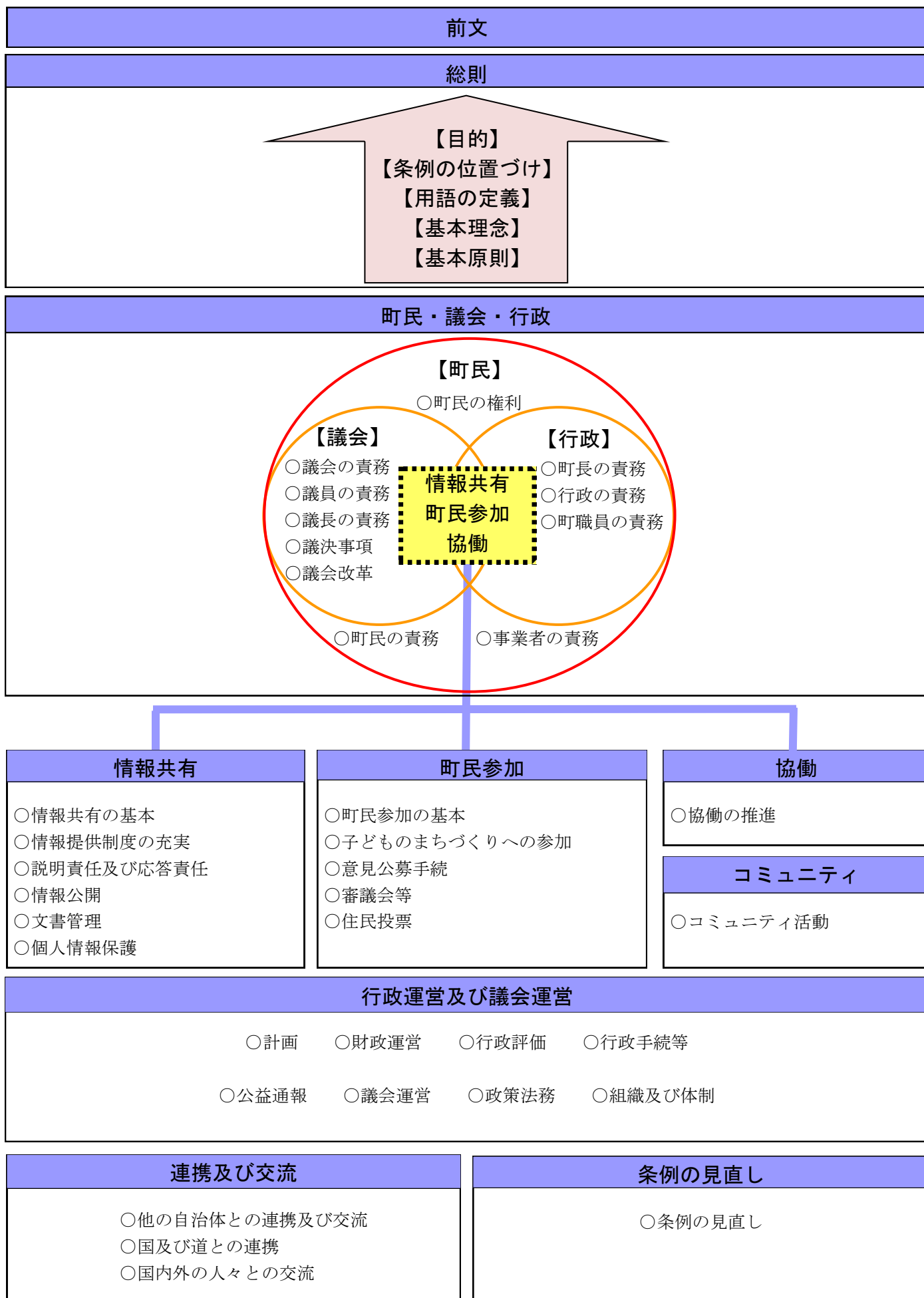
第10章 連携及び交流

第38条 他の自治体との連携及び交流・ 32
第39条 国及び道との連携・・・・・・ 32
第40条 国内外の人々との交流・・・・ 33

第11章 条例の見直し

第41条 条例の見直し・・・・・・・・・・ 34

■ 条例の体系



■斜里町自治基本条例

《表記方法について》

この条例は、前文と１１章４１条で構成しております。

条を「〇条」、項を「〇」、号を「（〇）」で表し、条例を枠内にゴシック体でまとめています。（〇はアラビア数字を意味します）

また、補足説明や基本的な考え方を【説明】としてまとめております。

前 文

条例の本文に先立ち、前文を置きます。

わたくしたちのまち斜里町は、知床の厳しくも豊かな自然のもとで、幾多の困難を乗り越えてきた先人たちが、たゆまぬ努力と英知によって築いてきました。

また、昭和４３年に町民の総意として制定された斜里町民憲章は、わたくしたちが日常生活で守るべき規範として息づき、加えて、「みどりと人間の調和を求めて」をまちづくりの理念として掲げ、世界自然遺産のまちとしてその歩みを進めています。

わたくしたちを取り巻く自治の環境が、地方分権から地域の自主性及び自立性を高めるための改革に向かうなど、大きく変わりゆく中においても、先人の築いた斜里町を、さらに発展させ、次の世代に継承していかなければなりません。

そのためには、人と人とのつながりと地域の絆を大切に、様々な価値観を認め合って、信頼関係を高めながら、まちづくりをすすめていくことが必要です。

町民一人ひとりが自分たちの地域は自分たちで治める自治の精神にのっとり、積極的にまちづくりに参画し、みんなで手をたずさえて住みよい斜里町を築くため、自治の最高規範として、わたくしたちは、ここに斜里町自治基本条例を制定します。

【説明】

- ・前文では、斜里町の成り立ちや今日までの歩み、条例制定の背景や必要性和目指すべき自治の姿、まちづくりの最高規範（ルール）として基本条例を制定する決意を述べています。

（１）斜里町の成り立ち、歩み

- ・斜里町が古代から続く先人たちのたゆまぬ努力と英知によって築かれ、町民憲章の精神と「みどりと人間の調和を求めて」をスローガンにまちづくりを進めてきた今日までの歩みを述べるとともに、しれとこ１００平方メートル運動をはじめ、野生生物対策、自然教育、研究活動といった「自然との共生」を町政の柱として進めてきた数々の取り組みが、知床の世界自然遺産登録に結びついたことなどを述べています。

（２）条例制定の背景、必要性

- ・社会経済状況の変化とともに地方自治を取り巻く環境が大きく変わる中、いつの時代においても、これまでの歴史的な歩みを礎として、さらに、平和で安心・安全な明るいまち、健康で元気に暮らせる福祉のまち、産業の発展で活力あふれる豊かなまち、文化の香り高い楽し

いまち、すなわち「さらに住みよいまち」へと発展させ、次世代に継承する必要があることを述べています。

(3) 目指すべき自治の姿

- 人と人とのつながりや地域の絆、また、様々な価値観を認め合って信頼関係をたかめながら自治の取り組みを実践していくことが大切であることを述べるとともに、後述する自治の基本理念「町民がまちづくりの主体」としてまちづくりに積極的にかかわっていくことと、「信託による町政運営」を通じて、町民が主役の自治実現と町民憲章の精神である「みんなで手をたずさえて」さらに安心して住みよいまちを築いていくことを述べています。

(4) 制定決意

- この条例を斜里町の自治の最高規範に位置付けて制定する決意を述べています。

「斜里町民憲章」(昭和43年(1968年)9月17日制定)

(前文)

わたくしたちは、秀峰斜里岳を仰ぎ雄大なオホーツクと知床の自然にはぐくまれた斜里の町民です。

わたくしたちは、先人が未開の地にいどんだ開拓の魂をうけつぎ、みんなで手をたずさえ産業の発展と平和で明るい豊かなまちを築くため責任と誇りをもってこの町民憲章を定めます。

(本文)

1. 元気で働き、みんなで豊かなまちをつくりましょう
1. きまりを守り、みんなで明るいまちをつくりましょう
1. 親切をつくし、みんなで平和なまちをつくりましょう
1. 自然を愛しみんなで美しいまちをつくりましょう
1. 文化を高めみんなで楽しいまちをつくりましょう

第1章 総 則

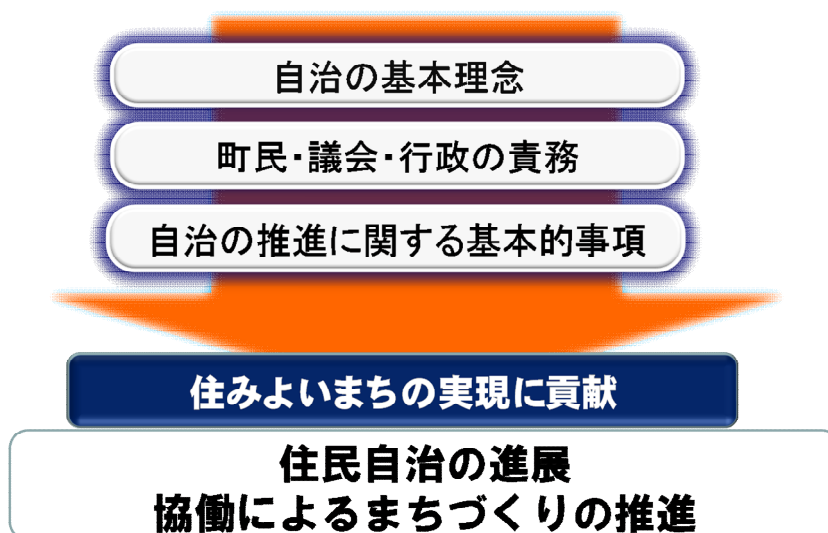
目的

この条例で定める内容を示すとともに、条例の目的を規定します。

第1条 この条例は、斜里町における自治の基本理念を明らかにし、町民が主体的にまちづくりに取り組む住民自治の進展と協働によるまちづくりの推進を図るために、自治の担い手である町民、議会及び行政の果たすべき責務、自治の推進などに関する基本的な事項を定めることを目的とします。

【説明】

- 自治の基本理念、基本原則、町民の権利と責務、議会及び行政の責務、基本原則を実現するための具体的な仕組みなどの基本的事項を定めることを目的としています。



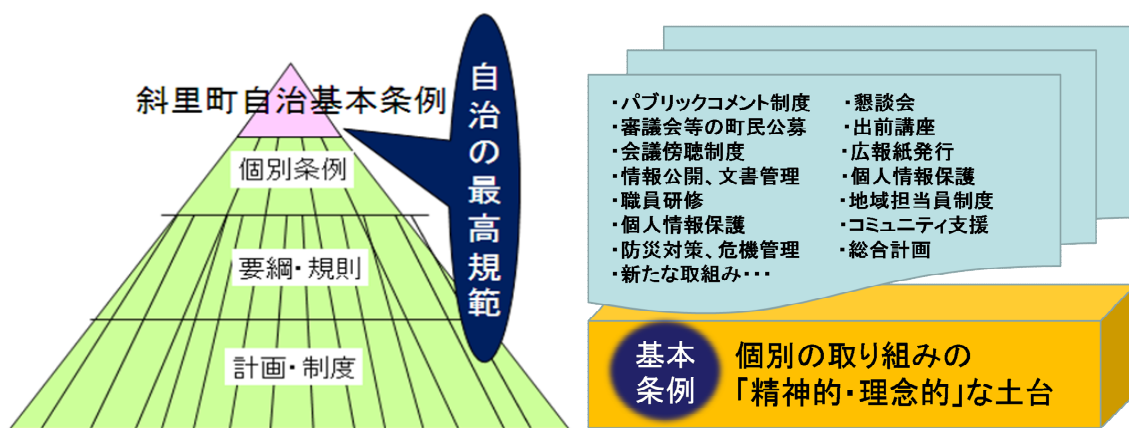
条例の位置づけ

この条例の位置づけについて規定します。

第2条 この条例は、斜里町の自治の基本を定めた最高規範であり、議会及び行政は、他の条例、規則その他規程の制定、改廃及びその運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重します。

【説明】

- 自治基本条例は、一般的に「自治体の憲法」と言われていますが、法体系上、個々の条例の間には優劣や上下関係はないことから、自治の推進（情報共有、町民参加、協働によってまちづくりが行われる分野など）における、判断・評価・行為などの基本となるべき最高規範として位置付けています。
- したがって、例規等の制定改廃やこれに伴うあらゆる施策の運用に当たっては、最高規範であるこの条例の趣旨を最大限に尊重することを規定しています。



用語の定義

全体を通して使われている用語のうち、特に認識を共通にしておく必要がある用語を定義します。

第3条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 自治 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいいます。
- (2) まちづくり 住みよい斜里町を実現するための活動の総体をいいます。
- (3) 町民 町内に住所を有する人をいいます。
- (4) 町民等 前号に掲げる人のほか、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で事業を営む人、その他町内で活動する人及び団体をいいます。
- (5) 行政 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (6) 町政 行政の運営及び議会の活動をいいます。
- (7) 町職員 町長の補助機関、行政委員会の職員及び議会事務局の職員をいいます。
- (8) 協働 町民、議会及び行政又は町民同士がそれぞれの役割と責任のもと、お互いに相手を理解し、尊重しながら、共通の目的を持って、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。
- (9) コミュニティ 町民が互いに助け合い、豊かな地域社会の形成のため、自主的に結ばれた組織及び集団をいいます。

基本理念

町民、議会及び行政がまちづくりを進めていくときの前提となる考え方を規定します。

第4条 町民は、自治の主権者であり、まちづくりの主体です。

- 2 議会及び行政は、町民の信託にもとづいて町政を進めます。
- 3 町民、議会及び行政は、それぞれの役割と責任を相互に認識しながら、ともに協力し、ともに考え、ともに行動してまちづくりに取り組みます。

【説明】

1 まちづくりの主体

- ・まちづくりの担い手は町民、議会、行政ですが、その主体は主権者である町民であることを規定しています。

2 信託にもとづく町政運営

- ・まちづくりの一部は、選挙という制度を通じて議員と町長を選び、議会及び行政、すなわち町政が町民の信託にもとづいて行われることを規定しています。

3 とともに協力し、ともに考え、ともに行動するまちづくり

- ・町民、議会、行政それぞれが、斜里町民憲章で定める「みんなで手をたずさえ、みんなで行動しましょう」の精神を尊重し、自らの役割と責務を果たした上で、ともに考え、ともに協力し、共に行動してまちづくりを推進することを規定しています。

基本原則

目的及び基本理念を実現するための基本原則を規定します。

第5条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に沿って、まちづくりを進めます。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 町民参加の原則
- (3) 協働の原則

【説明】

住みよいまちを築くため、町民と議会及び行政が「互いに情報を共有」し、「町民参加」と「協働」を基本としたまちづくりを行うことを基本原則として規定しています。

1 情報共有の原則

- ・町民主体のまちづくりを行うためには、町民がまず「まちの情報を知る」ことです。このため、議会や行政からの積極的な情報提供が行われるとともに、まちづくりに必要な情報は町民からも議会や行政に積極的に発信され、町民同士、議会及び行政が情報を共有してまちづくりを進めていくことを規定しています。

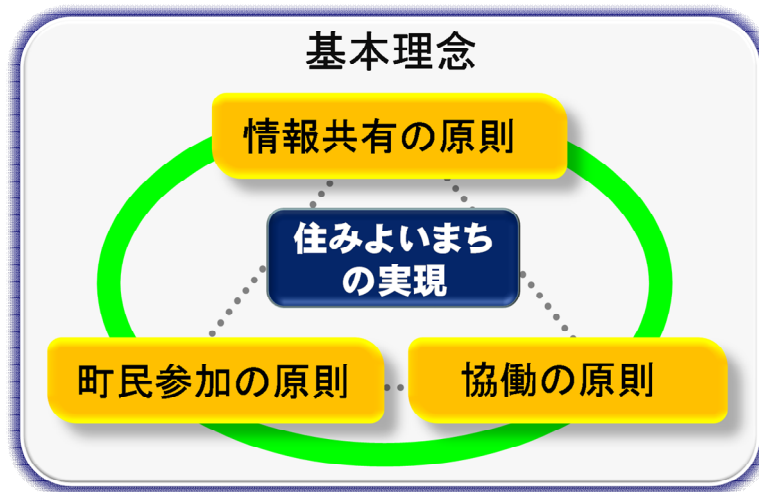
2 町民参加の原則

- ・町民主体のまちづくりを実現し、住みよいまちを築くためには、主権者である町民の思いをもっと町政に届けることが必要なことから、情報の共有とともに、町民の主体的な参加によってまちづくりを推進することを規定しています。

3 協働の原則

- ・協働は、町民と議会及び行政が様々な公共的な課題についてそれぞれの得意分野を生かして連携協力し、相乗効果を発揮して地域に大きな成果を生み出すための取り組みであり、情報共有、町民参加の原則とあわせて住みよいまちを実現する上での重要な原則です。このため、人と人とのつながりや対話を大切にしながら、豊かなコミュニティを築き、協力、連携して自治を担い合う「協働」の考え方に立ったまちづくりを進めることを規定しています。

基本理念・基本原則の関係



第2章 町 民

町民の権利

基本理念及び基本原則にもとづいて、町民に保障されるべき権利を規定します。

- 第6条 町民は、自治の主権者として町政に参加する権利があります。
- 2 町民は、議会及び行政が保有する町政情報を知る権利があります。
 - 3 町民は、自主的な活動を通してまちづくりに取り組む権利があります。

【説明】

1 町政へ参加する権利

- ・町政運営におけるさまざまな機会で、自らの意見の表明や提案を行うことができるなど、町民の町政に参加する権利について規定しています。この権利は、性別や年齢、障がいの有無などによって制約を受けるものではありません。
- ・なお、子どものまちづくりへの参加に関する事項については「6章.町民参加 24条.子どものまちづくりへの参加」で具体的に規定しています。

2 町政情報を知る権利

- ・町民が、町政に参加し、まちづくりを行うためには、議会や行政が持つ町政に関する情報が十分に提供され、共有される必要があるとの認識に立ち、町政に関する情報についての、町民の知る権利を規定しています。

3 自主的にまちづくりに取り組む権利

- ・町民は、まちづくりの主体者として、自発的にまちづくり活動を行うことができる権利を有しており、不当に侵害されるべきではないとの考えから、町民のまちづくりに取り組む権利について規定しています。
- ・こうした町民による自主的なまちづくりの活動こそ住民自治の土台となるものであり、人と人とのつながりや、豊かなコミュニティの形成、協働のまちづくりの推進につながり、住みよいまちの実現へとつながります。

町民の責務

基本理念及び基本原則にもとづいて、まちづくりの主体者である町民の果たすべき責務を規定します。

- 第7条 町民は、まちづくりの主体であることを自覚し、町政への積極的な参加に努めます。
- 2 町民は、まちづくりに必要な情報の共有に努めます。
 - 3 町民は、自治会をはじめ、コミュニティが行う地域社会の諸活動に関心を持ち、積極的な参加に努めます。
 - 4 町民は、町政及び地域社会への参加にあたって、自らの発言と行動に責任を持ちます。

【説明】

1 町政への積極的参加

- ・自治の基本理念「町民はまちづくりの主体であること」、基本原則「まちづくりは、町民の主体的な参加のもとに行われる」に対応する規定です。

- ・町民が町政に参加することは権利であると同時に、責務でもあるとの考えから、積極的に町政に参加することを規定しています。

2 情報の共有

- ・自治の基本原則「情報共有の原則」に対応する規定です。
- ・まちづくりに必要な情報について、町民が受け手であると同時に、送り手として、積極的に共有に努めていくことを規定しています。

3 コミュニティ等への積極的参加

- ・町民のコミュニティへの積極的な関わりについて、規定しています。
- ・コミュニティ組織は、住んでいる地域を単位とした自治会等の地域コミュニティ組織のみならず、NPO やボランティアグループ、趣味のサークルなど、共通の目的又は関心を持つ人や、自主的に活動を行うテーマ別のコミュニティ組織が考えられますが、こうした様々なコミュニティへの積極的な関わりを求めることによって、まちづくりの主体、当事者としての意識の醸成と、住民自治の進展につながります。

4 自らの発言と行動に責任を持つ

- ・まちづくりの課題は、町民と議会及び行政が、お互いに協力、連携し、「協働の精神」で取り組むことが大切であり、町政や地域社会における各種の参加にあたって、町民の自己の利益だけを追求するのではなく、公共の利益（全体最適）を考慮し、まちづくりの主体として自らの発言と行動に責任を持つことを規定しています。

事業者の責務

地域社会を構成する一員として、事業者が果たすべき責務を規定します。

第8条 町民等のうち、町内で事業活動を行う事業者は、その社会的責任を認識し、地域社会との協働、調和を図り、住みよいまちの実現に寄与するよう努めます。

【説明】

- ・事業者は、事業活動を通じて地域社会の発展を担うと同時に、社会貢献活動でも地域社会の一員として大きな役割を果たしています。そうした事業者の社会的責任を踏まえて、従業員の行う地域活動、コミュニティ活動への関わりにも配慮しながら、地域社会との協働、調和を図り、住みよいまちの実現に寄与していくことを規定しています。

第3章 議 会

議会の責務

斜里町の意味決定機関として、この条例の理念にもとづく議会運営の基本原則を規定します。

- 第9条 議会は、町の意味を決定し、行政を監視する機関として、法令の定めるところの責務を誠実に果たします。
- 2 議会は、積極的に町民との意思疎通を図るとともに、町民に対して議会における意思決定の内容及びその経過を説明するよう努めます。
- 3 議会は、議員の自由な討議及び活動を尊重し、積極的に政策立案できるよう努めます。

【説明】

1 議会の役割

- ・議会の基本的な権能及び責務について述べた規定です。
- ・町の意味の決定及び行政に対する監視とは、次のように考えられています。
 - ① 議会は議決機関又は議事機関（憲法 93 条）である。
 - ② 議会は地方公共団体の意思決定機関である。
 - ③ 意思決定は議決によって行われる。
 - ④ 議会の本質的権限は議決権である。
- ・また、条例の制定及び改廃、予算の決定、決算の認定などの審議過程において、町長の行う町政執行が町民生活の向上のために適正に行われようとしているか、効率的かつ効果的に行われたかなどについて監視を行うことを規定しています。

2 議会と町民との関係

- ・議会は、議会広報の充実や議会本会議のインターネット中継などにより、町民に対してまちづくりの意思決定過程の透明化をはかり、町政への参加を促そうとするものです。
- ・議会は、議会活動の説明会を開催するなど、積極的に町民との意思疎通を図り、町民の意見を政策課題として議会活動に反映させるよう努めることを規定しています。

3 議会の活動原則

- ・町民から直接選ばれた議員は、合議制である議会において自由に活動できることによって、町の意味決定や政策立案、及び行政に対する監視など、町民の信託に応えることが可能となります。そのため議会は、議員に対してその場を保障しなければならないことを規定しています。

議員の責務

この条例の理念にもとづく議員活動の原則を規定します。

- 第10条 議員は、町民の信託に応じて、誠実に議会活動に参加するとともに、この条例を遵守します。
- 2 議員は、町民全体の奉仕者として、特定の個人または特定の事業者の利益に偏らない活動をしなす。
- 3 議員は、自らの政策立案能力を高めるとともに、常に町民の意見を聴き、その意思を政策化して、議会活動に反映するよう努めます。

【説明】

1 議員の活動原則

- ・議員は、町民に「直接選ばれた」（自治法 17 条）「特別職地方公務員」（地方公務員法第 3 条

第 3 項第 1 号)で、主権者である町民が議員に対し、解職請求の権利を有する(自治法 80 条)ことを真摯に受け止める必要があること、及びこの条例の定めを遵守する義務があること規定しています。

2 議員と町民との関係

・議員が「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」(憲法第 15 条第 2 項)ことをあらためて確認し、町民に公正で透明な議会活動を行うことを誓う倫理規定です。

3 議員の努力義務

・議員は、主権者である町民から完全な信託を受けているものではないことから、つねに町民の意見を聞き、議会活動に反映させる義務があることについて規定しています。

議長の責務

町的意思決定機関の代表者としての議長の責務について規定します。

第 11 条 議長は、就任にあたって、この条例を遵守して、公正かつ、誠実に職務を遂行することを宣誓します。

2 議長は、町民に対し議会運営の基本方針を表明します。

【説明】

1 就任時の宣誓

・この条例を将来にわたって機能させていくには、議会の代表者である議長が率先し、遵守していくことを、議員や職員などに広く示すことが大切であり、就任時に宣誓を義務付けることで、基本条例の重要性、最高規範性を認識させるとともに、責任の重さを自覚してもらうことを規定しています。

2 議会運営の基本方針

・二代表制の一方の代表である議会の議長は、町民によって直接選ばれたものではないことから、就任に当たりあらためて町民に対して議会運営の基本方針を表明することを規定しています。

議決事項

町的意思を決定するために議会が果たすべき最も重要な行為について規定します。

第 12 条 議会は、計画的かつ、透明性の高い町政運営を行うため、法の定めによるほか、次の事項を議決します。

- (1) 憲章の制定、変更又は廃止に関すること
- (2) 町の宣言に関すること
- (3) 姉妹町又は友好都市の提携に関すること
- (4) 総合計画の基本構想及び基本計画
- (5) その他追加指定については、別に条例で定める。

【説明】

・議決事項(法律では議決事件)は地方自治法(96 条)で、条例の制定、改廃、予算の決定、決算の認定など 13 項目が制限的に列挙されていますが、そのほかにも条例で定めれば追加す

ることができます。広く町民の声をとりあげ、同時に町長の権限を適正に監視するために、法の定める以外の事項について議決事項として加えます。

- 1 斜里町には斜里町町民憲章(昭和43年)、知床憲章(昭和49年、羅臼町と共同で制定)があります。私たちがめざす町づくりの最も基本となる理念をうたう憲章は、町民総意のもとに制定改廃されるものでなければなりません。このため、町の意味として決定するために議決事項とします。
- 2 斜里町には防犯の町宣言(昭和63年)、知床を守り育てるまち宣言(平成16年)、斜里町非核平和のまち宣言(平成23年)などがあります。憲章と同じくまちづくりの決意を示す宣言を議決事項とします。
- 3 他の自治体との自然や歴史・文化を通じた触れ合いは、私たちの心を豊かにしてくれます。そのため、私たちが多くの町や人々と友好の絆を強めることは大切です。姉妹町や友好都市の提携に関しては、すべての町民が参加できるよう議決事項とします。
- 4 総合計画は、産業や福祉、教育など私たちの生活すべてにかかわって、長期のあるべき姿を見通す最も重要で基本となる計画です。策定にあたっては大勢の町民の参加が求められる大事な計画として、基本構想と基本計画を議決事項にします。
- 5 (1)から(4)において規定しているものの法の定めによるもののほか、議決事項とするものは別に条例で定める事とします。

議会改革

本条例の趣旨にもとづき、議会のあるべき姿と議員の資質向上を図るための改革を規定します。

第13条 議会は、町民の信託に応えるため、この条例制定の趣旨のもとに改革を推進します。

【説明】

1. 町長とともに町政運営の一翼を担う議会に対し、地方分権の推進とともに町民との対話、町長及び行政委員会との関係、議会運営、及び議員の資質向上など不断の改革が求められていることから、本条例の趣旨に添って改革を進めることを規定しています。

第4章 行 政

町長の責務

基本理念及び基本原則にもとづいて、町の代表者としての町長が果たすべき責務を規定します。

第14条 町長は、町民の信託に応じて、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 町長は、就任にあたって、この条例を遵守して、公正かつ、誠実に職務を遂行することを宣誓します。

3 町長は、町職員を適切に指揮監督するとともに、町政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効果的で効率的な組織運営を行います。

【説明】

1 町民の信託にもとづいた町政運営

- ・地方自治法で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」と定められており、斜里町を統轄する代表者として、町民の信託に応じて、公正・誠実に職務を遂行すること、この条例の基本原則や制度等に沿って、町民との対話や様々な公聴活動、協働の取り組みなどを通じながら町民の意思が反映された町政運営を進めることを規定しています。

2 就任時の宣誓

- ・この条例を将来にわたって機能させていくには、町の代表者である町長が率先し、遵守していくことを、町民や職員などに広く示すことが大切であり、就任時に宣誓を義務付けることで、基本条例の重要性、最高規範性を認識させるとともに、町民の信託を受けた町長としての責任の重さを自覚してもらうことを求めた規定です。

3 職員の指揮監督、人材育成

- ・町政への信頼の基盤となる職員を適切に指揮監督し、様々な研修体制などを通して、町民の声を受けとめ、政策に生かしていく意欲と能力を持った職員や、多様化する行政課題に対応可能な人材育成に努めるなど、効果的で効率的な組織運営を行うことを、町長の責務として規定しています。

行政の責務

町長、町長の補助機関である職員、及び行政委員会・委員の責務を規定します。

第15条 行政は、執行機関としての権限にもとづき、自らの責任において誠実に職務を遂行します。

2 行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上に努めます。

【説明】

- ・町長から独立した権限を有する執行機関としての行政委員会・委員、及び町長の補助機関である職員の責務を含めて総括的に規定しています。

1 町長から独立した権限を有する執行機関

- 地方自治法では、執行機関は、条例、予算、その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に執行する義務を負うとしています。

• 地方自治法

「普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置くこと。」「普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。」

2 行政運営における公正の確保と透明性の向上

- 政治的中立性や公平性が求められる分野や、慎重な手続きを必要とする特定の分野に限って設置されるもので、行政委員会の設置や所掌する事務、組織のあり方等は、法律で定められています。

町職員の責務

基本理念及び基本原則にもとづき、町長の補助機関として町職員が果たすべき責務を規定します。

- 第16条 町職員は、町民全体の奉仕者として、この条例を遵守し、町民の視点に立って、公正かつ、誠実に職務を遂行します。
- 2 町職員は、職務の遂行に必要な知識の習得と、能力等の向上に努めます。
- 3 町職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に町民と連携してまちづくりに取り組みます。

【説明】

地方自治法上は、職員は町長の補助機関に位置付けられるものですが、行政の意思決定プロセスを動かす実務者としての役割は、町民との信頼関係に大きな影響を与えるものであることから、その心構えについて規定しています。

1 町民視点での公正誠実な職務の遂行

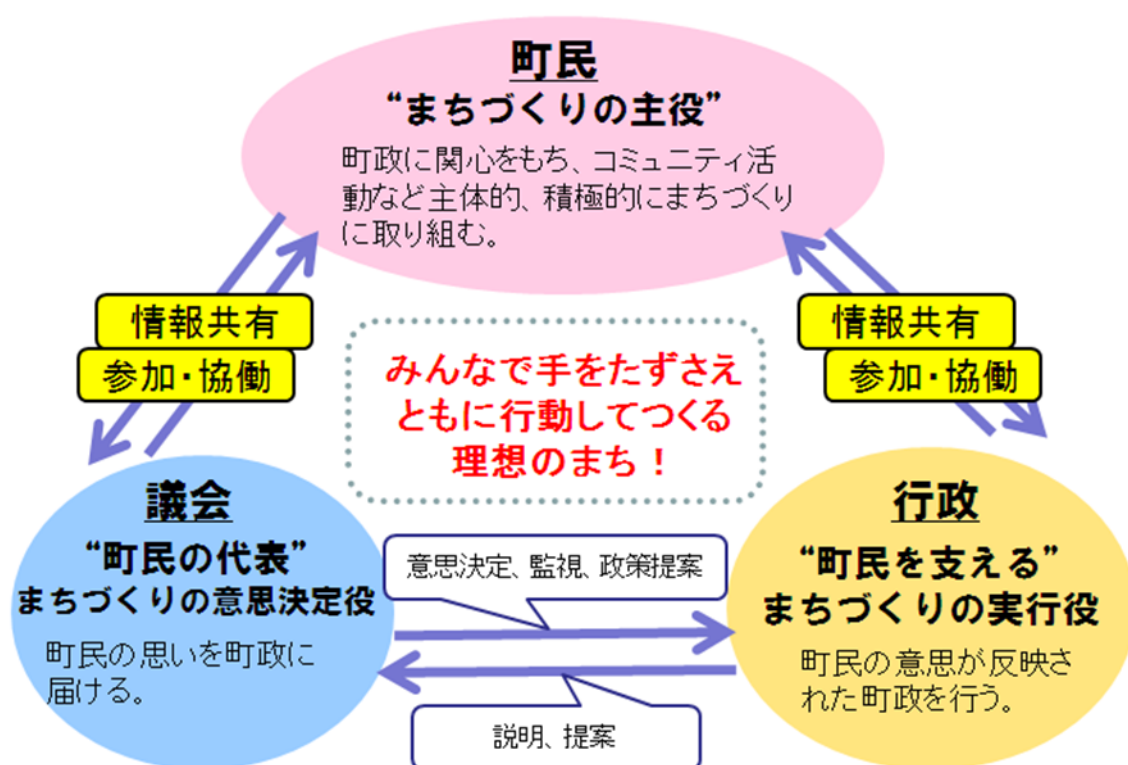
- 憲法第15条第2項で規定する「すべての公務員は、全体の奉仕者である」ことを改めて確認するとともに、地方公務員法において、法令を遵守し服務規準に従う義務等が定められており、当然ながら、この条例を遵守して公正誠実に職務を遂行することを規定しています。
- また、町民が信託した町政の実務を遂行する立場として、町民の思いを感じ取り、その状況やニーズを的確に把握し、町民の視点に立って能率的に仕事を進める姿勢と、まちづくりに関する専門的な知識を十分生かした幅広い視野で、課題解決や町民サービスの向上に積極的に取り組んでいくことが求められます。

2 職務遂行能力の向上

- 地方分権の進展や、社会環境の大きな変化の中であって、高度化、複雑化する行政需要に対応していくための専門知識、政策立案・コミュニケーション能力等、職務に必要な能力向上に努めることを規定しています。

3 地域への積極的な関わり

- 町職員は、町民にとって日常的に関わる身近な存在であることから、地域社会の一員として生活する中で、町民とともに考え、行動し、協力して、まちづくりにかかわっていく姿勢を求めた規定です。



第5章 情報共有

情報共有の基本

基本原則にもとづき、情報共有を進めるための基本事項を規定します。

第17条 議会及び行政は、市政情報を適切に公開し、又は提供することにより、町民との情報共有に努めます。

【説明】

- ・市政に関する情報（本会議の審議状況や委員会、各種審議会等の会議の公開をはじめ、議会及び行政がそれぞれ保有する情報）が町民との共有財産であるとの認識にたつて、それぞれ適切に公開又は提供を行い、情報共有に努めることを、情報共有の基本事項として規定しています。

なお、町民における情報共有に係る姿勢については、「2章.町民 7条.町民の責務」において規定しています。

- ・「適切に」とは、会議にあっては、公開を原則としつつ、個人情報扱う会議や審議過程で混乱を招く恐れがある場合など公開することが適当でない場合には非公開とすることをいい、保有する情報にあっては、単に求められた情報を公開、提供するだけでなく、わかりやすい形で、かつ、効果的な時期に、その影響を受ける地域や町民に配慮して、簡単に得られる方法で提供することをいいます。
- ・現在、町からの情報提供は広報紙やホームページなどの多様な方法が活用されていますが、町民全戸に配布されている広報紙による提供がもっとも身近な方法であると考えます。しかし、広報紙はリアルタイムで情報を発信できない面があることなど、一つの媒体のみによる方法には限界がありますので、提供する情報の内容や性格などにより、様々な方法を組み合わせるなどの配慮や工夫が必要です。
- ・また、情報提供は町民への一方通行であっては、望ましい姿とはいえません。提供した情報に関しては、アンケートやはがきなどで、町民が言ったことがフィードバックされ、そして、公開される仕組みづくりにも配慮するなど、情報の双方向性の確保に努めることが求められます。

情報提供制度の充実

情報共有に必要な情報提供制度の充実について規定します。

第18条 議会及び行政は、町民に市政情報を積極的に、かつ、わかりやすく提供するための制度等の充実に努めます。

【説明】

1 情報提供制度の充実

- ・積極的に情報を提供するための取り組みや制度の充実を行うことを求めた規定です。
- ・情報提供は、担当者の交代等に左右されない継続的な仕組みが制度として構築されることが必要です。
- ・大きく分けて次の区分により、多様な制度を設けていくことが必要です。

(1) 議会及び行政の情報を正確にわかりやすく提供する制度

- ・広報紙、ホームページ、災害メール配信、議会のインターネット中継など

- (2) 町民と議会及び行政が顔を合わせて直接意見交換できる制度
 - ・ 出前講座、まちづくり懇談会、地域担当員制度、議会報告会など
 - (3) 議会及び行政の会議を公開する制度
 - ・ 議会（本会議、委員会）、各種審議会、会議等の傍聴、会議記録の公開など
 - (4) 議会及び行政が保有する文書その他の記録を請求する制度
 - ・ 斜里町情報公開条例にもとづく公開請求
- ・ なお、町民自らがこれらの制度を積極的に活用し、自ら必要な情報を取得していく姿勢が必要です。

説明責任及び応答責任

議会及び行政の説明責任と応答責任について規定します。

- 第 19 条 議会及び行政は、町の政策等について、適切な方法により、町民にわかりやすく説明するよう努めます。
- 2 議会及び行政は、町民からの提案、意見及び要望について迅速かつ、的確に対応するよう努めます。

【説明】

1 説明責任

- ・ 町政運営の透明性の向上と、町民との情報共有を推進するため、町の政策や課題について、その目的や内容、意義、効果、費用などの必要な情報をわかりやすく説明し、説明責任を果たすことを規定しています。
- ・ ゆめホール知床建設時には、基本設計段階から完成に至るまで、それぞれの段階に応じて目的や機能、意義、効果、費用、スケジュールなどの情報が、準備室だよりや現場見学会などを通して適切に説明されてきた実践があります。このように、特に大規模公共施設の建設時、町民生活に重要な影響を及ぼすような政策などは、その企画立案段階から実施、評価に至るまでの過程で、適切な方法による町民参加を得て、説明していくことが大切です。

2 応答責任

- ・ 議会及び行政からの説明に対する、町民からの提案や意見、質問に対して、迅速かつ的確に対応する応答責任について規定しています。

情報公開

情報提供の具体的制度として情報公開制度（町民からの請求にもとづく行政情報公開）の推進に関する事項を規定します。

- 第 20 条 議会及び行政は、町民の知る権利を保障し、町政について説明する責任を十分に果たすため、情報の公開を公正かつ、適正に推進します。

【説明】

- ・ 町民が必要なときに、誰でも議会及び行政が保有する町政情報を知ることができる仕組みを整えて、原則公開（町民の請求にもとづく公文書の公開制度）の趣旨にもとづき、公正かつ

適正に推進していくことを規定しています。

- 斜里町では、平成9年6月に「斜里町情報公開条例」が制定されているため、町民からの情報公開請求の取り扱いについては、情報公開条例にもとづいて、適正に行われる必要があります。
- 町民が町政に関心をもってもらうためには、行政は情報公開制度の存在や意義、仕組みなどを町民に説明し、利用しやすい環境づくりに努める必要があります。

文書管理

町政に関する文書等の管理に関する事項を規定します。

第21条 議会及び行政は、町政情報を速やかに公開し、又は提供できるよう文書等を適正に整理し、保存します。

【説明】

- 情報公開と文書管理は車の両輪と言われるように、情報提供及び公開制度の一層の充実が求められる中で、町政運営の透明性を向上させて、町民への説明責任を果たしていくためには、公文書などの行政情報が、適正に管理される必要があることから、議会及び行政に対して、常に行政情報の所在を明確にし、必要なときに職員の誰もが速やかに引き出せるよう、一定のルールのもとに整理、保存する文書管理システムや、その推進体制の整備などを規定しています。
- なお、ここでいう文書等とは、斜里町個人情報保護条例（平成9年6月27日条例第30号）で定義された「実施機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会、監査委員及び議会）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープその他これらに類するもので、実施機関が所持又は管理しているもの」をいいます。
- 情報提供制度の充実とともに、こうした行政情報の管理体制を機能させることにより、町政に対する町民の信頼確保が図られ、事務処理能力の向上にもつながるものです。

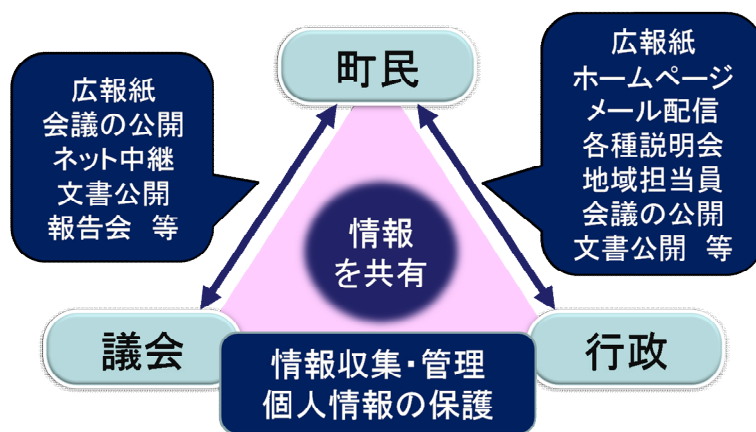
個人情報保護

個人情報の保護を図るための基本的な考えを規定します。

第22条 議会及び行政は、町民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、それぞれが保有する個人情報を適正に取り扱います。

【説明】

- 情報共有を推進するにあたって、議会や行政が保有する情報に含まれる個人情報が、不適切に取り扱われ権利利益（保護に値する利益）が侵害されることがないように、適正に保護されることを規定しています。
- 斜里町では、平成14年4月に「斜里町個人情報保護条例」が制定されており、個人情報の収集、利用、提供、管理などの取り扱いについては、個人情報保護条例にもとづいて、適正に行われる必要があります。



第6章 町民参加

町民参加の基本

基本原則にもとづき、町民参加を進めるための基本事項を規定します。

- 第23条 議会及び行政は、町民等が町政に幅広く参加できるよう性別、年齢、地域等にも配慮し、多様な参加機会の確保に努めます。
- 2 議会及び行政は、町民等のまちづくりへの関心を高め、町政への参加が促進されるよう学習機会の提供に努めます。
- 3 議会及び行政は、町民等が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮します。

【説明】

1 多様な参加機会の提供

- 町民等の町政への参加の権利を保障するため、政策の決定過程等で多様な参加機会を提供するとともに、性別や年齢、地域性などにも配慮しながら参加しやすい環境をつくり、幅広い町民等の参加を得て、まちづくりを進めていくことを規定しています。
- 「多様な参加機会」とは、審議会等の委員公募、町民意見公募手続（パブリックコメント）、ウェブ上での意見交換、町民アンケート、説明会、ワークショップ、施設ボランティア、その他公募型補助金を活用したまちづくり事業の実施など、様々な方法が考えられます。
- これら町政へのアクセスは、画一的な参加手法ではなく、参加の手法が硬直的かつ安易なものにならないよう、事業の性質やスケジュール、町民参加を得て取り扱うテーマごとに関係する町民等や影響する地域の参加にも配慮しながら、可能な限り複数の手法を組み合わせ選定していくことが必要です。
- また、単に町民等の参加機会を設けるだけではなく、参加の目的に応じて、子どもやお年寄り、障がいのある人などに配慮した日時や会場の設定、さらには、性別、年齢層、地域（市街地、郡部、ウトロ）などにも配慮していくことが必要です。
- ゆめホール知床建設時には、基本設計段階から完成に至るまでのそれぞれの段階で、公共施設の名称募集など、子どもの参加にも配慮しながら、様々な参加の機会が設けられ、多くの町民の意見が施設に生かされたことで、施設ボランティアやイベント運営等の仕掛け人の育成にもつながりました。このように、企画立案段階からの情報共有と町民参加の取り組みは、完成後の運営や利用にも大きく影響するものと考えます。
- ただ、企画立案段階からの各過程における町民参加については、十分な期間等を確保することが求められることから、すべての政策ではなく、対象となる政策等の性質や、町民生活に与える影響、参加手続きに係る費用対効果、町民等の関心度等を勘案する必要があります。

2 参加のための学習機会の提供

- 町民参加の機会があっても、町政に関心がなければ参加することは難しくなります。そのため、町民参加の機会を多様に用意するだけではなく、町民等がまちづくりや町政への関心を高め、理解を深められるような、学習の機会を設けることを規定しています。
- 現在、斜里町で実施されている「出前講座」は、これまでに150回を超える注文があり、延べ4,000人以上の町民が受講しており、町民等が町政を学び、考えるきっかけとして広く活用されていますが、今後も既存の制度のみならず、幅広い分野で都度、町民への情報提供が積極的に行われ、参加を促していくことが必要です。

- また、町民等においても、講座学習に限らず、町の会議やイベント運営への参加などの実践的な経験を積んで、その成果を適切にまちづくりに生かしていくことが必要です。

3 参加、不参加による不利益扱いの禁止

- 町政への参加は、あくまでも自主的な参加であることが求められ、参加又は不参加による不利益はいかなる場合も排除されるべきであることから、議会及び行政の配慮すべき事項として規定しています。

子どものまちづくりへの参加

子どものまちづくりへの参加の権利と、それを保障するための基本事項について規定します。

第24条 次世代の担い手である子どもは、社会の一員として尊重され、それぞれの年齢に応じてまちづくりに関与することができます。

2 町民、議会及び行政は、子どもがまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。

【説明】

1 子どものまちづくりに関わる権利

- 定義上、「子ども」は、町民に含まれていますが、自治を推進していく中で、次の世代を担う子どもが社会の一員として尊重されることをあらためて明確にし、それぞれの年齢にふさわしい方法によりまちづくりに関与することができることを定めるとともに、子どもを将来にわたる自治の担い手として、大切に育てていくという斜里町の姿勢を示しています。

2 子どもの参加のための環境づくり

- 子どものまちづくりへの参加を進めていくためには、情報提供のしかたや、参加の方法に工夫が求められるほか、学校との連携、協力も必要です。このため、地域社会の行事を含め、町民や議会及び行政が、子どもの参加しやすい環境づくりに努めていくことを規定しています。
- 現在、斜里町では、高校生が行政現場を体験するインターンシップの受け入れや、斜里町顕彰表彰授与式での高校生による町民憲章読み上げ、子どもを対象とした講座、イベント等が実施されており、過去においても子ども模擬議会の開催、ゆめホール建設時に中学生によるロビーアート製作などの多様な参加の機会を確保してきました。
- 今後も、町政を身近に感じ、将来の自治の担い手として育てていくよう、情報提供の工夫とあわせて、それぞれの年齢に応じた多様な参加機会（たとえば、町の施設見学や仕事体験、子どもワークショップ、アンケート調査の実施など）を積極的につくっていく必要があります。

意見公募手続

町政への具体的な参加機会である、意見公募手続（パブリックコメント）の実施について規定します。

第25条 行政は、町の重要な政策等の決定にあたっては、町民等に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じます。

【説明】

- 町の重要な計画や条例の制定、改定などについて、事前に案を公表し、町民等の意見を幅広く聴取する意見公募手続（パブリックコメント）は、町民等が町政に参加する制度として、また、協働による開かれたまちづくりを進めていくうえで重要な仕組みであることから、多様な参加機会のひとつとして、こうした制度を設けることを規定しています。
- この制度の実施にあたっては、提出されたそれぞれの意見に対し、どう反映したか、又は反映できなかった理由などの説明を含め、分りやすく公表に努めることが重要です。
- 斜里町では、平成23年4月に斜里町意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱が制定され、具体的な手続き等を定めていますが、制度が町民等に定着し実効あるものにするため、広報やホームページなど、あらゆる手法を用いてわかりやすく町民周知を図っていくことが必要です。

審議会等

町政への具体的な参加機会である、審議会等の委員構成に関する基本事項について規定します。

第26条 行政は、審議会等の委員構成にあたっては、その設置の目的等に応じ公募するなど、幅広い町民が参加できるよう努めるとともに、男女の比率、年齢構成及び地域性が著しく不均衡にならないよう配慮します。

【説明】

- 「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する審査会、調査会等の附属機関及び町の政策や企画の立案過程において、専門的な知識や町民の幅広い意見を反映させることを目的として、要綱等により設置された委員会、協議会等をいいます。
- 審議会等の委員の選任にあたって、多様な意見を議論に反映させ、町民参加を進めるため、公募の委員を原則取り入れるとともに、その選考にあたっては、幅広い町民が参加できるよう、男女の比率や年齢層、地域性（市街地、郡部、ウトロ）が偏らないように配慮することについて規定しています。
- 「その設置の目的等に応じ」としているのは、審議会等によっては、法令で委員構成が定められており、高い専門性が求められる事案を取り扱うなど、公募に適さない審議会等もあるためです。
- 町民が審議会等に参加することを通じて、町政への関心、参加の動機付けになり、町民参加や協働が進むことを目指していますが、現在は、公募しても応募者が少なく、少数の町民による多重任命も見受けられることから、単に公募枠を増やすだけでなく、委員の担い手を育てていく仕組みも必要です。

住民投票

町政について町民の意思を直接確認する住民投票の実施に係る基本事項を規定します。

第27条 町長は、町政に係る重要事案について、町民の意思を確認するため、当該事案ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 行政は、住民投票の実施にあたっては、町民が適切な判断を行えるよう、十分な情報提供を行うよう努めます。

3 議会及び行政は、住民投票の結果を尊重します。

【説明】

1 実施にあたっての基本

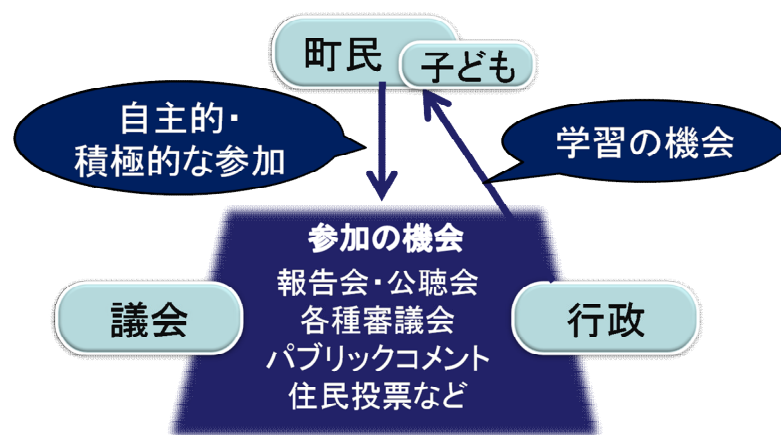
- ・町長は、町政に関する重要な事案（市町村合併、町名変更など）について、町民の意思を把握する必要があると認めるときに、その事案ごとに別に条例を制定して住民投票を実施することができることを規定しています。
- ・住民投票制度には、町民の賛否を問おうとする事案ごとに実施に必要な住民投票条例を個別に制定する「個別設置型」と、住民投票の実施に必要な事項をあらかじめ住民投票条例として定めておいて、請求要件等を満たしていればいつでも住民投票が実施できる「常設型」がありますが、住民投票の対象となる「町政に係る重要事案」について、現状で具体的事案が想定しにくいことや、請求乱発への懸念もあり、町民に対する情報提供と町民参加の実践により議論を尽くし、住民投票に至らなくとも解決することが望ましいとの考えから「個別設置型」で規定しています。
- ・住民投票制度は、町民の意思を直接問う町民参加の手法の一つとして捉えられていますが、現行の地方自治制度は間接民主主義が基本とされており、町民一人一人の意思を確認するような重要な事項について必要に迫られた際の間接民主主義制を補完する最終手段としてののみ実施されるべきと考えます。
- ・個別設置型の場合は、発議ごとに条例の制度設計を行わなければならないため、実施まで時間がかかりますが、住民投票を実施する前に、議会で十分な議論を経るため、投票結果が尊重され、町政に反映されやすいことが考えられます。
- ・なお、投票者の範囲については、原則として、条例制定の請求権を持つ斜里町内に住所を有する者（町民）とします。
- ・「町政に係る重要事案」とは、町民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案で、町の直面する重要課題や将来的に町に大きく影響を及ぼすような事案をいいます。
- ・「別に定める条例」とは、住民投票の実施に必要な投票資格、投票方法、成立要件などの事項について定めた条例をいいます。
- ・なお、この住民投票に関する条例を制定するための請求要件は、地方自治法に規定されている条例制定、改廃の請求にあたっての要件（有権者総数の1/50以上の連署）と同様とします。

2 実施にあたっての配慮事項

- ・住民投票の実施にあたって、投票権を持つ町民が、賛否を適切に判断して住民投票に参加することが大切であることから、投票の前に十分な情報提供を行うことを求めています。

3 投票結果の扱い

- ・住民投票の結果については、現行の地方自治制度上では、議会や町長の権限を超えるものではありませんが、住民投票の結果を町民の意思として、議会及び町政は真摯に受け止め、その結果を尊重することを求めています。



第7章 協働

協働の推進

基本原則にもとづき、協働を進めるための基本事項を規定します。

第28条 町民、議会及び行政は、協働にあたって、相互理解のもと、共通の目的を持って、それぞれの役割を担いながら対等な関係で進めます。

2 議会及び行政は、協働の実効性を確保するための環境づくりを進めます。

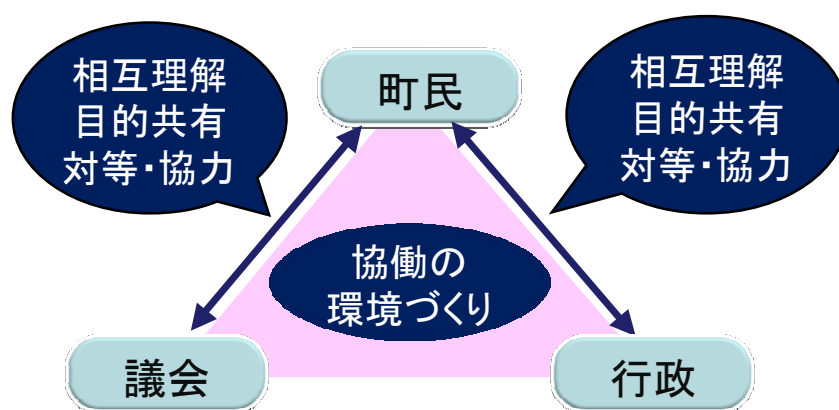
【説明】

1 協働の推進にあたっての配慮事項

- 協働は、協働を行う者同士が、対等のパートナーとして、それぞれの自発的な意思と合意にもとづいて進めていくことが重要です。このため、協働の推進にあたって、町民、議会及び行政がそれぞれの特性を理解し合うとともに、共通の目的を持って、役割を担い合い、対等な関係で協働に努めていくことを規定しています。

2 協働推進のための環境づくり

- 協働の実効性を高めるための環境づくりを求めた規定です。
- 協働とは、相互に対等な立場で取り組むものであるため、本来は一方が片方を支援するという関係ではないと考えますが、町民やコミュニティ組織の中には、活動のために人材、情報など様々な課題を抱えていることがあるため、行政は協働の環境整備役として、推進施策を整備するなどが必要です。
- なお、協働を推進するために、町民やコミュニティ組織等と連携して、以下のような環境整備が必要と考えます。
 - (1) 情報提供する機会の充実
 - (2) 町民相互の情報交換や活動拠点の場の確保
 - (3) 協働の担い手に関する養成機会の提供をはじめとする人材の育成
 - (4) 協働事業をコーディネートする組織体制の充実
- これらの協働を推進する制度や仕組みの運用にあたっては、町民の主体性が前提であるべきであり、議会及び行政は町民の自主性、自律性を尊重することが大切です。



第8章 コミュニティ

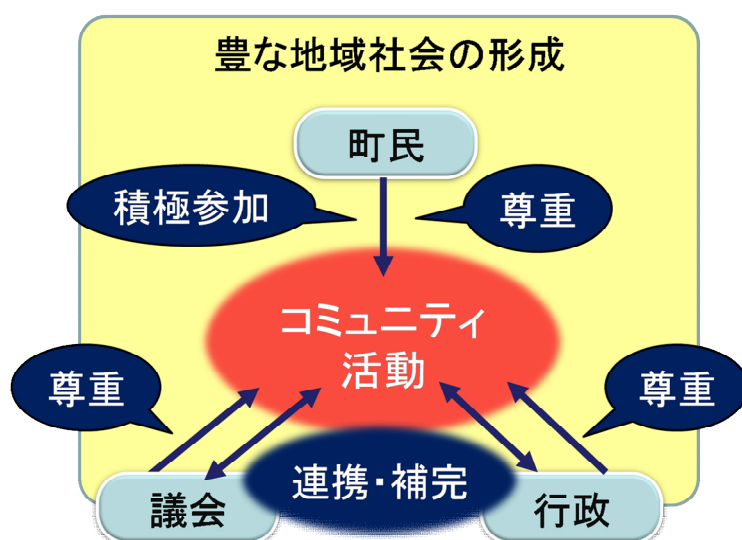
コミュニティ活動

コミュニティに係る町民、議会及び行政の姿勢について規定します。

第29条 町民、議会及び行政は、豊かな地域社会の形成のため、コミュニティの自主的かつ、自律的な活動を尊重し、守り育てよう努めます。

【説明】

- 町民、議会及び行政は、コミュニティの役割、重要性を再認識するとともに、コミュニティの自主性、自律性を尊重し、活動への積極的なかわり等を通じて、豊かな地域社会を築き上げていくことについて規定しています。
- 町民にとって人と人とのつながりを基礎として支えあえるコミュニティは、地域社会そのものであり、防災や生活安全、ごみの問題など、地域の様々な課題を解決する上で、大きな役割を果たし、誰もが安心して暮らしていく「住みよいまち」を実現するための基本となるものと考えます。
- このため、それぞれのコミュニティは、地域社会における自らの重要性を認識し、こうした課題に対して自主的かつ自律した活動に取り組むとともに、一つのコミュニティ組織だけでは解決できない課題に対し、コミュニティ同士が、お互いの立場や考え方を尊重しながら、情報を交換をしたり、お互いの強みを生かし合いながら、連携するとともに、必要に応じて、議会及び行政が補完、協働し合いながら、活動を充実してまちづくりを進めていくことが重要です。
- なお、町では、コミュニティに対して、道の駅やゆめホール知床などの公共施設使用料の減免、各種備品の貸出（テント、テーブル、ベンチ等）、自治会振興補助金の交付等の支援が行われています。今後も、コミュニティがまちづくりに果たす役割を踏まえ、資金面に限らず、情報の提供や人材育成など、活動しやすい環境づくりを充実し、多様なコミュニティを支えていく必要があります。
- なお、町民のコミュニティ活動への積極的な関わりについては、「2章.町民 7条.町民の責務」で規定しています。



第9章 行政運営及び議会運営

計画

総合計画など計画の策定に係る基本的事項について規定します。

- 第30条 町長は、総合的かつ、計画的な町政運営を図るため、総合計画を策定します。
- 2 町長は、総合計画の策定にあたっては、町民への情報提供と町民の参加機会の充実に努めます。
 - 3 議会及び行政は、総合計画をまちづくりにおける最上位の計画として位置づけ、重要な個別行政の基本となる計画等の策定及び事業の実施にあたっては、総合計画と整合を図ります。
 - 4 町長は、総合計画を効果的かつ、着実に推進するため、適切に進行管理を行います。

【説明】

1 総合計画の策定

- ・平成23年の地方自治法改正により、基本構想の策定に関する規定が削除されましたが、地方分権の時代において、自治体が地域の政策を自ら決定し、自らの責任でそれを実現するためには、政策を総合的かつ計画的に進めるための指針となる中長期計画は必要であることから、この条例に、基本構想及びこれを具体化する総合計画の策定を明確に位置付けたものです。

2 策定時における町民参加

- ・総合計画の策定にあたっては、議会の議決はもちろんですが、自治の主権者である町民の意見を計画に反映させるため、この条例の基本理念及び基本原則にのっとり、十分な情報提供と、幅広い町民の参加を得て策定することを規定しています。
- ・第5次斜里町総合計画は、各分野からの団体推薦と公募町民からなる50名のまちづくり審議会で検討し策定されました。今後も、計画を策定する際には、情報公開に配慮して、策定手順や、会議日程などの情報提供をさらに充実し、多様な参加機会を設ける必要があります。

3 総合計画の位置づけ及び他計画、施策等との関係

- ・総合計画を、斜里町のまちづくりにおける最上位の計画として位置づけるとともに、町のすべての政策の基盤として、これを頂点とする自治体計画の体系及び政策形成を意識することが大切です。このため、議決案件とする計画、その他各施策の基本となる計画（各行政部門の所管業務の必要性から作成される計画等）を策定する場合や、施策・事業の実施にあたっては、その内容について総合計画と整合を図ることを規定しています。

4 適切な進行管理

- ・総合計画の進行状況を適切に管理することについて規定しています。
- ・第5次斜里町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成されており、基本構想と基本計画は8年間、実施計画は3年間計画で中長期財政計画とも連動しながら、毎年見直しが行われています。

総合計画が、財政計画や社会経済情勢に対応して、効果的かつ着実に推進されるよう、行政評価や町民参加の仕組みと連携させて、適切に管理していくことが重要です。

財政運営

町の財政運営に係る基本的事項について規定します。

- 第31条 町長は、総合計画の実現を目指した予算を編成し、中長期的な財政見通しに留意しながら計画的かつ、健全な財政運営に努めます。
- 2 町長は、町の財政状況並びに毎年度の予算及び決算に関する情報をわかりやすく公表し、財政運営の透明性の確保に努めます。
- 3 町長は、その保有する財産を安全かつ、適正に管理するとともに、効率的な運用に努めます。

【説明】

1 計画的かつ、健全な財政運営

- 毎年度の予算編成にあたって、総合計画との整合を図るとともに、中長期的な見通しのもとに、計画的で健全な財政運営を行うことを規定しています。
- 斜里町では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律にもとづく財政指標の分析や、おおむね5年間の中期財政収支試算が作成、公表されており、こうした中長期的な財政見通しをもった財政運営を進め、さらに、行政評価や総合計画と連携させていくなど、財源の効率的・効果的な活用にも努める必要があります。

2 財政運営の透明性確保

- 財政運営の透明性を確保するため、予算編成過程を含め、毎年度の予算、決算その他財政状況を町民に情報提供し、納税者である町民への説明責任を果たすことを規定しています。
- 財政状況の町民への情報提供にあたっては、他自治体との比較や、町民一人当たりの換算指標を用いるなど、表現方法を工夫したわかりやすい資料の作成や説明が必要です。

3 町有財産の適正管理、運用

- 町が保有する財産を、安全かつ、適正に管理するとともに、厳しい財政運営が続く中、町有地や道路、公園、学校、公民館、体育施設等の公共施設の管理・運営について、計画性と民間活力の導入など経営的な視点を持って効率的な管理運用に努めることを規定しています。

行政評価

行政評価の実施に係る基本的事項について規定します。

- 第32条 町長は、効果的かつ、効率的な行政運営を行うため、適切な評価基準にもとづく行政評価を実施するとともに、その結果をわかりやすく公表します。

【説明】

- 効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について、適切な評価基準にもとづく行政評価を実施するとともに、行政評価の結果を町民にわかりやすく公表することを規定しています。
- 現在、斜里町では、予算編成時期に経常事務事業及び投資的事業の政策評価が実施されていますが、総合計画の体系にそって、施策や事業の成果、達成度などを評価・検証して、事業の見直しや総合計画等に反映させていく視点が必要であり、計画、予算、実施、評価、改善のサイクルが連動した仕組みとすることが重要です。

- また、政策的な事業等の評価については、第5次斜里町総合計画に外部評価の導入検討が盛り込まれており、引き続き、町民や第三者がその評価過程に参加することができる仕組みについても検討が必要です。

行政手続等

行政手続等についての基本的事項を規定します。

- 第33条** 町長は、町民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。
- 2 町長は、行政手続に関する異議申し立てに対して、公正かつ、迅速な処理を図るため、必要な体制整備に努めます。

【説明】

- 1 行政運営における公正の確保と透明性の向上
 - 町長は、町民の権利利益（保護に値する利益）の保護に資するよう、行政が行う処分や行政指導等の手続について、公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、内容及び過程を町民にとって明らかにすること）の向上を図ることを規定しています。
 - 「処分」とは、町の執行機関が条例等にもとづいて行う、公権力の行使に当たる行為を言い、「行政指導」とは、執行機関が一定の行政目的を達成するために行う、指導、勧告、助言など処分に該当しないものを言います。また、「届出」とは、条例などにもとづいて、執行機関に対して通知が義務付けられているものを言います。
- 2 異議申し立てに対する体制整備
 - 町長は、行政手続に関する異議申し立てに対し、公正で迅速な処理が求められているため必要な体制の整備に努めるよう規定しています。
 - 斜里町では、平成9年3月に「斜里町行政手続条例」が制定されているため、行政手続の具体的内容は、国の法令（行政手続法）及び行政手続条例にもとづいて、適正に行われる必要があります。

公益通報

公益通報について規定します。

- 第34条** 町職員は、適法かつ、公正な町政運営を妨げ、町政に対する信頼を損なうような行政行為があることを知ったときは、速やかに是正するとともに、その事実を町長に通報します。
- 2 町長は、前項の規定による通報を行った町職員に対し、それを理由として不利益を受けることのないよう保障します。

【説明】

- 1 公益通報制度
 - 行政運営において万が一違法、不当の事実があった場合、あるいはその発生のおそれがある場合には、職員はこの事態を放置せず、通報する事により町民への不利益や行政への信頼の失墜

を最小限に食い止めるとともに、行政運営を常に適法かつ、公正に行うことを規定しています。

2 公益通報者の保護

- ・公益通報を行った職員が不利益を受けないように保障することを規定しています。

議会運営

議会運営について基本的な事項を規定します。

- 第35条 議会における一般質問は、町長との政策論議を尽くすため、1問1答方式とします。
- 2 町長等は、議会における一般質問において議員との政策論議をより明確にするため、質問者である議員に対し、反問することができるものとします。
- 3 議会は、議長の招集により、議員全員の参加のもとに行う自由な討議による政策会議を開催します。

【説明】

- 1 1問1答方式
- ・一般質問で議員が町長に対して政策をただす場合に、質問回数の制限があっては十分な政策論議できません。このため、質問時間をある程度制限するなど議会運営の効率化を図りつつ、十分な政策論議ができるよう質疑応答を1問1答方式とすることを規定しています。
- 2 反問権
- ・現行法の規定による議会審議の場での町長の役割は、議案の「説明員」とされており、必ずしも十分な政策論議のできる制度にはなっていません。このため、まちづくりの政策論議を尽くす必要から、一般質問の形式を1問1答方式にすると同時に、町長が質問議員に対し政策に対する考えを問うことができるよう反問を認めることを規定しています。
- 3 政策会議
- ・町の意思を決定する議決は議会として行われますが、それに至る政策論議は、個々の議員の責任で行われます。このため、議員の政策立案能力の向上を図る必要から、議員間で自由に政策論議ができる場を保证することを規定しています。

政策法務

法令等を活用した政策実現に係る基本的事項を規定します。

- 第36条 議会及び行政は、法令等を適正に解釈するとともに、地域の特性を活かした、質の高い政策活動を行っていくために必要な条例、規則等の立案及び制定又は改廃を積極的に行うことにより、まちづくりの課題解決に必要な政策の実現に努めます。

【説明】

- ・まちづくりの課題解決に必要な政策を実現するために、必要となる条例や規則の制定改廃を適切に行うとともに、法令等を適正に解釈・運用していくことを規定しています。
- ・政策実現のための重要な手段としての「法」の解釈、運用においては、国の指示を待ち、それに従っていくという、これまでの進め方ではなく、地域特性や町民ニーズを踏まえて、法を活用していく視点が重要です。平成21年に制定した斜里町ポイ捨て禁止条例や、この条例の制定に向けた検討のように、自治体自らが必要な条例等の制定改廃を行い、地域の特色を生かした、質の高い政策活動を行っていくことが必要です。

組織及び体制

町の組織及び体制に係る基本的事項について規定します。

第37条 議会及び行政の組織は、行政需要や社会情勢に柔軟に対応した、機能的かつ、効率的なものとしします。

2 行政は、町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、町民や防災関係機関と連携し、総合的かつ、機動的な危機管理体制の確立に努めます。

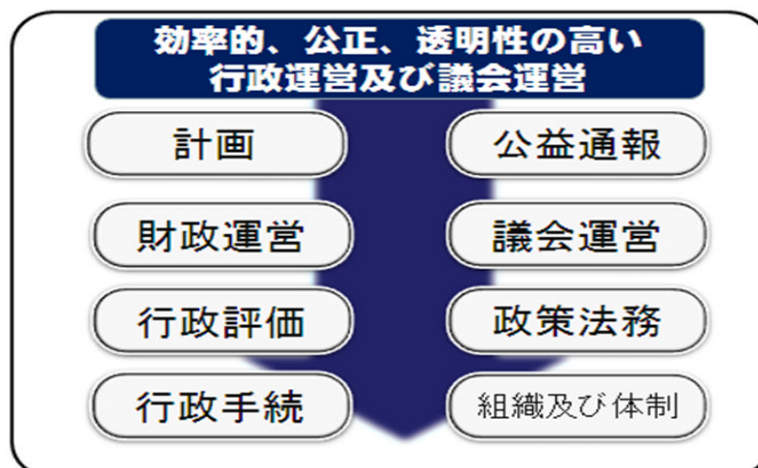
【説明】

1 組織及び機構

- 町の組織のあり方として、住民ニーズに沿った政策を着実に遂行できるよう、行政として実行すべき課題（行政需要）や社会経済情勢に柔軟に対応して、機能的で効率的な組織、機構とすることを規定しています。
- 機能的に動ける組織とするためには、縦割りの弊害を減らし、横断的な調整機能を組み入れ、組織内の連携を進めるとともに、事業の大小や、住民ニーズに沿った簡素で効率的な組織編成と、採用・職員配置面での環境を整えた質の高い組織づくりが必要です。

2 危機管理体制の確立

- 災害、事件、事故など様々な危機の事案から町民の生命、身体、財産を守ることは、町の重要な責務であり、行政は、町民や防災関係機関（警察、消防、自衛隊、電気、通信、福祉事業者等）と連携及び協力して、総合的かつ機動的な体制を確立することを規定しています。
- また、災害による被害を減らすためには、自助（町民が自らの安全を自らで守る）、共助（町民や町内外のコミュニティ等が地域において互いに助け合う）が効果的に取り組まれ、それぞれができることを、それぞれの地域で推進していくことが大切です。
- 町では、地域防災計画や国民保護計画の策定、防災マップの作成、各種インフラの整備といった行政が主体的に行うべき対策のほか、災害時の避難場所の提供や食料等の生活物資の供給等に係る民間企業との協定締結など、民間企業と連携、協力した取り組みが行われていますが、過去の大規模災害を見ても、防災対策が町や防災関係機関のみでは対処できないことは明らかであり、地域で結成されている自主防災組織や事業者、ボランティア団体とも連携、協働して、「共助」によるきめ細かい取り組みが、効果的かつ、継続的に行われるよう、各種講座や防災訓練等を通じて地域の防災課題についての情報共有を図り、意識啓発を積極的に進めていく必要があります。
- また、町民も自らができる防災対策を実施するとともに、町が実施する防災訓練や、共助の中核を担うコミュニティ（自治会、自主防災組織）活動へ積極的に参加していくことが大切です。



第 10 章 連携及び交流

他の自治体との連携及び交流

他の自治体との連携・交流に関する基本的事項を規定します。

第 38 条 行政は、広域的な取組が求められる共通の課題を解決するため、他の自治体と連携及び交流します。

【説明】

- ・まちづくりの課題は、ひとつの町だけで解決できるものばかりではなく、他の自治体に共通する課題として、例えば、廃棄物処理、観光振興、道路・河川管理、各種基盤整備、災害時対応など、町域を越えた広い範囲に及ぶ課題や、権限の及ばない事柄があります。
- ・他の自治体との連携にあたっては、生活圏や経済圏などを中心に、行政サービスの向上や、効率的な行政運営を図る視点での広域連携に努めることが求められます。また、近隣自治体のみならず、姉妹町や友好都市をはじめとして、広範なつながりの意識をもって、国内外の自治体と交流及び連携していくことも、まちづくりには重要です。

国及び道との連携

国や道との連携協力に関する基本的事項を規定します。

第 39 条 行政は、町政における課題を解決するため、それぞれの役割に応じて、国及び道と連携します。

【説明】

- ・国及び北海道との連携協力にあたっては、地方分権の精神にのっとり、対等な立場で、積極的に政策や制度等の改善を要望、提案をして課題解決を図っていくことが必要です。



国内外の人々との交流

まちづくりにおける国内外の人々との交流の重要性について規定します。

第40条 町民等、議会及び行政は、国内外の多様な人々との交流を深め、その活動によってもたらされる情報や知恵を生かしたまちづくりを進めます。

【説明】

- ・町民等、議会及び行政が、様々な分野で国内外の個人、団体、自治体等との交流を深め、その活動から得られる情報や経験、知識、人脈、技術をまちづくりに生かしていくことを規定しています。
- ・これまで斜里町では、100平方メートル運動や、世界自然遺産登録、ふるさと斜里会、友好都市・姉妹町交流、国際交流などを通じて培われてきた幅広い人脈と経験、技術があり、自然保護、文化、産業、教育の発展に生かされています。魅力と個性あるまちづくりにつなげるため、こうした交流活動を継続的に進めていくことが重要です。

・友好都市、姉妹町との交流 ・ふるさと斜里会
・知床100平方メートル運動 ・世界遺産登録
・国際交流 …

国内外の人々との交流

情報

人脈

経験

技術

第11章 条例の見直し

条例の見直し

条例の見直しに関する事項を規定します。

- 第41条 議会及び町長は、この条例が町にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果にもとづき必要な見直しを行います。
- 2 町長は、この条例の趣旨に沿った制度の整備、運用状況等を検証する機関を設置することができます。

【説明】

1 条例の見直し

- 社会経済情勢が変化した場合に、自治のあり方もそれに対応していく必要があることから、この条例を、時代にあったよりふさわしいものとしていくため、議会及び町長は、適切な時期に条例を検証し、見直しが適当と判断したときは必要な取組を行うことを規定しています。
- 「適切な時期」とは、基本条例の各条項の形骸化などを防ぐとともに、町民と議会及び行政が、基本条例の理念を常に共有し続ける必要性などから、おおむね4年を超えない期間ごとに見直しの検証を行うことが必要と考えます。

2 条例検証機関の設置

- この条例の制定に伴って、定期的、継続的に条例にもとづくまちづくりが実践されているかその状況を検証、評価するとともに、必要に応じて、町政運営の改善、条項の見直しなどについて、町長に提言する役割を担う機関の設置について規定しています。

